

## Ⅶ 保健室から

### 1 学校における救急処置について

(1) 具合が悪くなった時

保健室での休養は原則として1時間ぐらまでとします。なるべく早く保護者の迎えをお願いします。学校では、原則として内服薬は与えません。

(2) けがをした時

学校では病院や家庭に児童を送るまでのけがの応急手当をしますが、継続的な治療はしません。

(3) 医療機関への移送について

①生命が危険と判断された場合

校長の指示で救急車を要請し、養護教諭または担任が同行し、医療機関へ緊急移送します。救急カードの緊急連絡先により保護者に連絡し、医療機関に直行していただきます。

②生命の危険はないが速やかに医療を受けさせる必要があると判断した場合

保護者に連絡し、希望する医療機関を確認後、タクシー等で移送します。保護者に連絡がつかない場合には、救急カードに記載されている医療機関（休診等で処置を受けられない場合は他の医療機関）に移送します。

### 2 学校伝染病と出席停止について

(1) 法定伝染病のほか、学校保健安全法で定められている伝染病にかかっていると、医師に診断されましたら、すぐに学校へお知らせください。罹患した児童は、他の児童への感染を防ぐため、校長が出席停止を命じます。この場合は欠席日数には含まれません。

【主な学校伝染病】インフルエンザ、麻しん（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風疹、水痘（水ぼうそう）、咽頭結膜熱、溶連菌感染症 など

(2) 「登校許可証明書」に医師から必要事項を記入してもらい、それを持たせて登校させてください。

「登校許可証明書」用紙は、学校ホームページからもダウンロードできます。

### 3 欠席連絡について

確実に伝わるように、連絡用紙に御記入の上、兄弟姉妹や近所の児童を通じて、担任までお届けください。用紙がなくなりましたら、担任にお申し出ください。（連絡はFAXや電話でも結構です。）

### 4 独立行政法人日本スポーツ振興センターによる医療費等の給付について

(1) 学校の管理下で発生した児童のけが又は疾病の療養に要した費用の給付が受けられる共済制度です。

（授業や課外指導、休憩時間、通学の際におけるけが、給食等による食中毒、日射病・熱射病等）

(2) 給付の対象になるのは、療養（治療）にかかる点数や調剤にかかる点数の合計が500点以上（接骨院等の場合は支払金額5,000円以上）になる場合です。市の医療費助成制度を利用した場合でも、申請が可能です。詳しくは、養護教諭にお問い合わせください。

(3) 申請手続きは学校が行いますが、請求に必要な書類は御家庭で用意していただきます。

## 5 健康診断について

- (1) 学校保健安全法に基づき、4月から6月にかけて、全児童の健康診断を行います。検査の結果、異状が認められた場合には、別紙で速やかにお知らせしますので、なるべく早く専門医を受診してください。異状がない場合は、「健康カード」で1学期末にまとめてお知らせします。
- (2) 水泳前（6月）やマラソン前（9月）に、希望する児童の健康診断を実施します。事前に詳しい内容を文書で御案内しますので、ご覧ください。

## VIII その他

### 1 学校預り金の口座振替について

- (1) 毎月10日が振替日になりますので、前日までに預金残高の御確認をお願いします。
- (2) 振替日に振替ができなかった場合は、現金での納入をお願いいたします。

### 2 欠食による給食費の返金について

- (1) 入院などで長期欠食する場合、「1食270円×欠食した日数」の金額を返金します。ただし、連絡をいただいて給食を止めることができる日から連続5日以上（土日を除く）欠食する場合に限りです。
- (2) 学校行事等での学年欠食については、その都度返金せず、2月に、月額4,800円から、「1食270円×欠食した日数」の金額を差し引いて徴収させていただきます。

### 3 地震等の災害発生時の対応について

- (1) 登校前に地震が発生した場合（震度は市内での最大震度です。）
  - <震度5強以上> 市内の全学校が臨時休校します。
  - <震度5弱以下> 学校からの連絡があるまで、自宅待機させてください。地震警戒本部（市）及び教職員による通学路等の安全確認後、臨時休校、遅延スタート、授業カット等、連絡します。
- (2) 登下校中に発生した場合
  - ①強い揺れが収まるまで、できるだけ広い場所に一時避難するよう、御家庭でも御指導ください。
  - ②地震被害の状況に応じて、学校職員が安全確認に向かったり、子どもたちを学校または各家庭へ引率したりします。保護者や地域の方々からの御協力もお願いいたします。
- (3) 学校にいる時に地震が発生した場合  
通学路等の安全確認の上、地震被害の状況により、下記のいずれかを行います。
  - ①安全な下校について指導し、同じ方面でまとまって下校します。
  - ②職員が付いて、集団下校します。留守等のため、帰宅させないで学校に残るようにさせてほしい方は、担任にその旨、御連絡ください。
  - ③保護者の方が学校に迎えに来られるまで、学校で保護します。

※ 連絡は、「PTAメール」「学級緊急連絡網」「緊急連絡先への電話連絡」などを使います。

◇緊急連絡先の変更などがありましたら、担任に御連絡ください。

◇大きな地震が発生した場合、電話やメールもつながりにくくなりますので、予めご了承ください。保護者の皆様も自ら情報を得て対応して下さるようお願いいたします。